

# 経済建設文教常任委員会会議録

【開会】 .....	2
【議案第5号】令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第3号） .....	2
【議案第6号】令和4年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号） .....	3
【議案第7号】矢板市景観条例の制定について.....	4
【議案第15号】矢板市立図書館設置条例の一部改正について.....	9
【議案第17号】矢板市立図書館の指定管理者の指定について.....	13
【委員長報告】 .....	13
【閉会】 .....	14

## 1 日 時

令和4年11月29日（火）12時54分～13時55分

## 2 場 所

議場

## 3 出席委員（7名）

委員長 中里 理香

副委員長 石塚 政行

委 員 神谷 靖、櫻井 恵二、伊藤 幹夫、関 由紀夫、今井 勝巳

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員（11名）

### (1) 建設課（1人）

①建設課長 柳田 豊

### (2) 都市整備課（2人）

①都市整備課長 佐藤 裕司

②計画担当 岡田 徹

### (3) 教育総務課（1人）

①教育総務課長 細川 智弘

### (4) 生涯学習課（2人）

①生涯学習課長 高久 聡子

②まなび担当 和氣 千晴

### (5) 国体・スポーツ局（1人）

①国体・スポーツ局長 山口 武

### (6) 上下水道事務所（1人）

①上下水道事務所長 印南 実

### (7) 水道課（2人）

①水道課長 宮本 典子

②工務担当 渡邊 訓之

### (8) 下水道課（1人）

①下水道課長 江連 康一

## 6 担当書記

粕谷 嘉彦

## 7 付議事件

【議案第 5 号】 令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 3 号）

【議案第 6 号】 令和 4 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

【議案第 7 号】 矢板市景観条例の制定について

【議案第 15 号】 矢板市立図書館設置条例の一部改正について

【議案第 17 号】 矢板市立図書館の指定管理者の指定について

## 【開会前発言】

---

委員長（中里理香） 本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、関連する所属課の職員のみ出席としている。

議案ごとに説明員の入れ替えを行うため、御了承いただきたい。

## 【開会】

---

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。 (12:54)

これより議事に入る。この委員会に付託されました案件は、議案第5号から議案第7号まで、議案第15号及び議案第17号の5件である。なお、説明にあたり執行部には簡潔な御説明をお願いする。

## 【議案第5号】令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第3号）

---

○委員長 初めに、議案第5号を議題とします。提案者の説明を求める。

○水道課長（宮本典子） 今回の補正予算の主な内容は、人事院勧告による人件費の整理によるもの、及び木幡安沢1号線道路改良工事に伴う配水管布設工事費用について塩谷広域行政組合との協議により工事費用の2分の1を負担していただけることになったため、過年度分を含め補正するものである。工事負担金の増額に伴い、不足が生じる令和4年度の消費税及び地方消費税についても補正を行うもの。

（「令和4年度矢板市補正予算書」19～20ページにより説明）

（「令和4年度予算に関する説明書」58～67ページにより説明）

○委員長 これより議案第5号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第6号】令和4年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 次に、議案第6号を議題とします。提案者の説明を求める。

○下水道課長（江連康一） 今回の補正予算は、電気料金の価格高騰による処理センター施設の光熱費の増額及び人事院勧告に伴う給料等の増額によるものである。

（「令和4年度矢板市補正予算書」21ページにより説明）

（「令和4年度予算に関する説明書」70～75ページにより説明）

○委員長 これより議案第6号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 説明の中で料金値上げの話があったが、一般的な例として25%くらい電気料金が上がっているが、実際どのくらいで推移しているか。

○下水道課長 10月前年度比で、単価は約38%、料金で約30%。

○伊藤委員 施設の上に自分のところで使うくらいの太陽光パネルを設置するとか、そういう話を8年くらい前に話した記憶があるが、今後どうなるのか。カーボンニュートラルとかそういった話が出る中で、電気料金が上がっているが、水力や下水

から出たガスを何かに利用することはできないのか。

○下水道課長 ソーラーについては考えてもいいのかなと。ただ、施設設備は更新しなければならぬため、維持管理費が発生してしまうというところでどうなのかなと、その辺も踏まえてちょっと今後検討していきたい。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 これより採決を行う。議案第6号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決された。

○委員長 説明員の入替を行うので暫時休憩する。 (13:05)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (13:07)

### 【議案第7号】矢板市景観条例の制定について

○委員長 次に、議案第7号を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市整備課長(佐藤裕司) 矢板市景観条例制定の趣旨は、上位法である景観法及び矢板市景観計画の施行に関する委任事項並びに本市の景観形成を推進するために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

(「議案書」3～13ページにより説明)

○委員長 これより議案第7号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○神谷委員 第4条市民の責務について、具体的にどんなことが市民に求められるのか。

○都市整備課長 市民の役割としては、良好な景観の形成に関する理解を深めて、この景観形成に積極的な役割を果たすよう努めること。また、行政が実施する良好な景観形成に関する施策に積極的に協力し、こういった旨を定めている。

○神谷委員 ちょっと抽象的なので、具体的に何をしないといけないのかっていうことと分かりやすくいただきたい。

○都市整備課長 まずはこの景観まちづくりというのが、興味や関心を持つというのが大事ということです。この景観計画自体、これをはじめとする町づくりの施策というのがあるがそれを認識し理解するということ。そして、例えば自己の建築物等の景観的配慮や敷地内における環境美化に努めること。そして、景観・まちづくりについて学ぶ場とか機会があるが、そういったところへの参画に努めるというふうなことである。まず、身近なところの緑化とかそういうところから始め、それからいろいろな機会があるかと思うが、景観について学ぶ場とか、そういうところへ参加して知識を深めるところから始める。子供達に至っては自分達の地域の景観特性を知ってもらい、小さいうちからそういうことに対して、理解を深める学習が必要なのかなと思う。

○櫻井委員 筋違いなのかもしれないが、勝手に他地域から土とかそういうのを持ってこられて、地主が分からない間に山盛りになって問題になっているところが結構ある。ああいうのもこれで対応できるのか。景観条例でそういうものも取り締まれるのか。そして、警察が取り締まる法律、条例がないというのでやられてしまうらしい。何か取り締まれる条例などはあるのか。もう、本当に純粋に都市整備の景観条例なのか、どうなのかなと思ったのだが。

○都市整備課長 今回の土砂搬入に関して、これは残念ながら景観の条例で取り締まる  
ということとはできない。

○委員長 暫時休憩する。 (13:21)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (13:22)

○委員長 ほかに質疑はないか。

○伊藤委員 第7条の計画区域で、まず、(1)の本市の象徴的な景観又は地域のシンボル  
となっている景観を有する地域、これは何のことか。

○都市整備課長 現在、景観計画の中での指定はまだしてないが、候補地となるよう  
な場所は、それなりにあるのかなと思っている。ただ、こちらに関しては実際に行  
政だけではなくて、地域の住民とか専門家等の意見を聞きながら検討する内容であ  
るため、まず、地域住民との協議を行いながら進めていくことが大事である。その  
ため、今のところはない。

○伊藤委員 シンボルはまだできてない。

○都市整備課長 まだ、具体的にはない。

○伊藤委員 例えば、若い世代が増加している自治体というのは、町づくりを総合的  
に継続されている。だから、例えば市役所の半径3km以内にはこういう景観を作  
りたいというものがあるのか。

○都市整備課長 今のところ、具体的にそういった特定の場所というものについては  
ない。

○伊藤委員 (2)、(3)がそういったものを総合的に頑張ってやっていくということで認  
識してよいか。

○都市整備課長 そのとおりである。

○今井委員 9条の規定に基づく別表第1について、これが屋外の建築物、例えば看

板が15メートル以上のもの、それから別表第2の中で、10メートル以下のものになぜ二つ分けたのかという根拠と、10メートルより大きく、15メートルより小さい場合はどうするのか。景観条例で規制をかけられるのか。

○都市整備課長 まず、第9条の別表第1のほうから説明する。この別表第1は事前協議が必要なものであり、それぞれ区分に応じて高さがあるわけだが、これを超える内容に関しては法定の届出よりもさらに30日前に事前協議が必要だということを規定している。別表第2は第14条の関係になるのですけれども、これは逆に届出を要しない行為で、市の条例で定める行為がここに掲げる内容ということを一覧にして記載している。

○今井委員 そうすると10メートル以下は届出を必要としないということか。

○都市整備課長 はい。煙突、排気塔その他は、高さ10メートル以下のものに関しては届出が要らないという内容である。

○今井委員 協議の事前届出は15メートル以上で10メートル以上ではないのか。13メートルだとどういう判断になるのか。

○都市整備課長 例えば13メートルのものに関しては、法定の届出の前に必要な事前協議っていうのは不要である。13メートルなので10メートル以下のものという別表第2の規定の部分に関してはクリアできないため、法定の届出が必要になる。

○今井委員 指導を考えると、15メートル以上の構築物については事前届出が必要だが10メートル以下はいいと、その間については解釈が変わったら景観条例ではなくなってしまうから、問題なければよい。

○関委員 景観計画の中で、ごみに対してはどのように考えているのか。

○都市整備課長 例えば、その景観を害するような町のごみというようなものか。そういうものは、住民それぞれのマンパワーで解決していただく問題だと思う。景

観計画や条例で、それらまで対応できるものではない。

○伊藤委員 第12条の2、勧告しても履行されなかった場合、罰則などそれ以上のことはできないのか。

○都市整備課長 指導・助言を経て、それでも履行されない場合は勧告をするということだが、勧告をしてもなおそれが改善されなかったという場合には、第13条に規定があるように、氏名等を公表ということになる。これはいわゆる罰則ではないが不利益処分に当たる。

○伊藤委員 その程度までか。

○都市整備課長 栃木県内で景観計画・景観条例を制定している自治体は、どの自治体も条例の中で罰則というのがない。ただ、景観法の中では罰則規定がある。例えば、届出自体を提出しないと行った違反に関しては30万円以下の罰金とか、あとは変更命令に従わない者が50万以下。それと、原状回復命令に従わない者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金というものがある。ただし、県内の状況では、実際に氏名を公表するに至ったものがないし、罰則を適用したものもない。

○伊藤委員 最終的な上位法が適用できるということか。観光都市である京都とかそういったところは、景観に関する条例は非常に厳しいようである。京都では従わない人もいるらしいが、そういった罰則を適用しないに越したことはない。

○神谷委員 第7条で先ほど区域を指定するのに有識者の意見とか住民の声を聞くという話があったと思うが、何か正式に協議の場を設けて取り組んでいくという考えでよろしいか。

○都市整備課長 実際にそういった住民の側からの発意というのがあって、然るべき経過を辿って、そういう機運が醸成されて特定の地区を指定していこうとなれば、条例の第22条の景観審議会の設置というものを設定しているが、この景観審議会を

組織して、その中に学識経験者等に入っただき、皆さんの意見を参照してこう  
いった施設について検討を加えて、指定していくものは指定していくという流れに  
なる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第7号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第7号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (13:36)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (13:38)

### 【議案第15号】 矢板市立図書館設置条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第15号を議題とする。提案者の説明を求める。

○生涯学習課長 (高久聡子)

(「議案書」113ページを朗読。)

矢板市図書館設置条例の一部改正については、全員協議会で説明したが、矢板市  
図書館の休館日に資料整理を毎月第3火曜日として新たに設定ということで、電子  
図書館独自資料の調査研究や図書資料の整理、点検作業等をするためである。

また、開館時間を変更するもので、令和3年8月から電子図書館を導入し、24時

間貸出しが可能となるなど、利便性が大きく向上した一方、午後6時以降の窓口利用者数が全体の約2%と少ない中で、電気料金の高騰、さらなる施設管理費用の増加が見込まれることから、施設管理費の費用の増加抑制を図るために、閉館時間を午後7時のところを、午後6時に改正するものである。施行期日については、令和5年4月1日から施行する。

○委員長 これより議案第15号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○神谷委員 利用者が2%であるため、短縮するという説明だが、いつの期間で統計を取っているのか。

○生涯学習課長 令和3年度49,000人のうちの1,000人である。1日当たり3.8人という実績である。直近で令和4年9月13日から10月12日の1か月間だけ調査した結果、来館者数が5,330人のうち、6時以降の利用者は107人と同じく2.2%で1日当たり平均4.1人であった。

○神谷委員 コロナの影響は考えられないか。

○生涯学習課長 あるとは思いますが、やはり、2年、3年とこのような状況が続いている状況ではある。

○神谷委員 コロナ前は調査しているか。

○生涯学習課長 コロナ前というと令和元年になってしまうが、その当時の6時以降については統計を取っていないため分からないが、電気料の高騰を考えている中で、利用者が少ない6時以降を切り上げたいと考えている。

○神谷委員 その時間しか利用できない方がいると思うが、そういう方に意見は聞いたのか。

○生涯学習課長 今年の7月22日から28日の1週間だが、利用者90人のうち41人のから、約4割に当たる方がやむを得ないという回答をいただいた。

○伊藤委員 蔵書数はどのくらいか。

○生涯学習課長 一般書が9万701冊、児童書が4万9,118冊で、今年の3月31日現在で合計13万9,819冊である。

○伊藤委員 どの分野の書籍が多いのか。

○生涯学習課長 手元には資料がない。

○伊藤委員 とりあえず後で調べていただいて、6時以降の利用者である107名がどの分野の書籍を利用しているのか。その頻度が高いものであれば上手く使っていただくような方法を考えたらいいのかなど。もう一つ、コンシェルジュはいるのか。

○生涯学習課長 一応、図書館には司書を持っている職員がいるので、そちらで対応はできる。

○伊藤委員 先ほど電気料のお話がありましたが、上水道では1年間で38%上がっているという話を聞いたが、実際に図書館で使う電気料金はどのくらい上がっているのか。

○生涯学習課長 金額的なもの試算したが、例年より100万円は多いと考えている。

○伊藤委員 率としては。

○生涯学習課長 率という試算は出していないが、今までの1.5倍くらいかかるという計算をしている。

○伊藤委員 ということは、元の数字は200万円くらいか。何か電気料金を抑える手立てはないのか。

○生涯学習課長 ない。図書館整理期間を設けるといことと、1時間早めに閉館するというので、どうにかやっていると考えている。

○伊藤委員 開館時間は何時からか。

○生涯学習課長 朝9時から

○伊藤委員 9時から7時までの10時間を9時間にすると、単純計算で1割。年間100万円なら90万円になるということになる。

○生涯学習課長 令和3年度の実績から言いますと、電気料金が年間400万円切るくらい。

○伊藤委員 そうすると、600万円。その1割となると60万円くらいを見込めると。1日あたり2,000円で107名に投資となる。何とかならないか。

○生涯学習課長 電子図書館を導入したので、そちらで本を読んでいただいて、学習室の利用について18時以降利用される場合には、生涯学習館のロビーは21時まで開放しており、子ども未来館については20時までなら高校生は利用できる。

○伊藤委員 それはぜひ周知を図ってほしい。

○神谷委員 開始1時間の利用者は何%か。

○生涯学習課長 令和3年度でいうと9時から10時の間で11%となっている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第15号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号を原案のとおり可決された。

## 【議案第 17 号】矢板市立図書館の指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第 17 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○生涯学習課長

(「議案書」120 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 17 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○櫻井委員 指定管理料に電気代は含まれるのか。

○生涯学習課長 含まれる。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 17 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決された。

## 【委員長報告】

---

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

---

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(13:55)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長